

氷見市資源集団回収報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生利用可能な資源(以下「再生資源」という。)を集団で回収した団体(以下「回収団体」という。)に報奨金を交付することにより、再生資源の集団回収を奨励し、もって、氷見市のごみ減量化・資源化を推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 この要綱により報奨金の交付を受け取ることができる団体は、氷見市の区域に住所を有する者で構成する営利を目的としない団体とする。

(対象品目)

第3条 回収団体が回収する再生資源のうち報奨金の交付の対象となる品目は、古紙類、金属類、及び布類とする。

(回収の実施)

第4条 回収団体は、再生資源の回収にあたって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 1回当たりの再生資源の回収量は、おおむね 500 キログラム以上とすること。
- (2) 回収した再生資源は適切に分類し、資源としての価値を高めるように努めること。
- (3) 再生資源の集積場の清潔に努めること。
- (4) 回収した再生資源の売渡品目、単価、運搬方法等については、事前に再生資源を回収しようとする業者(以下「資源回収業者」という。)と協議すること。

(報奨金の額)

第5条 回収団体に対して市が交付する報奨金の額は、回収した再生資源の重量に、1 キログラムにつき 3 円を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 報奨金の交付を受けようとする回収団体は、資源集団回収報奨金交付申請書(様式第1号)に、資源回収業者が発行する資源集団回収取引伝票(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、資源集団回収報奨金交付決定通知書(様式第3号)により当該回収団体に通知し、報奨金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為によってこの要綱による報奨金の交付を受けた回収団体があるときは、その回収団体から当該交付を受けた報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(細部)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資源集団回収報奨金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。